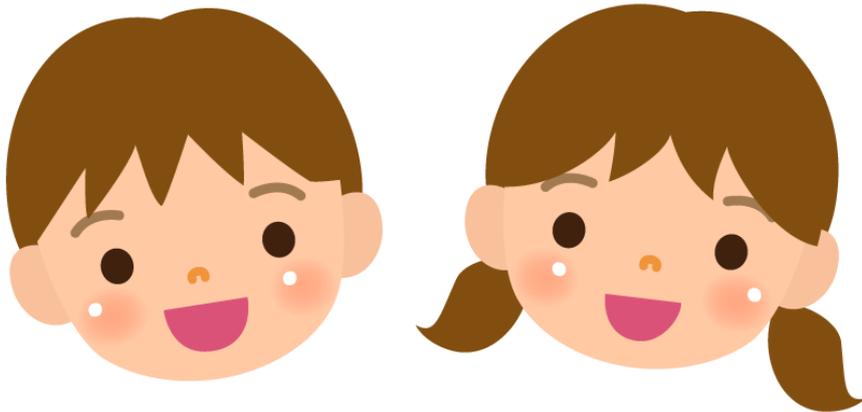


地小っ子ガイドブック

令和5年1月版



廿日市市立地御前小学校

もくじ

1	がくしゅうようぐ きほん 学習用具の基本		
	(1) ふうでばこのなかみ の中身	1
	(2) どうぐばこ なかみ お道具箱の中身	2
	(3) たいそうふく 体操服	2
	(4) え ぐ どうぐ 絵の具道具	3
	(5) しゅうじどうぐ 習字道具	4
	(6) けんぱん 鍵盤ハーモニカ・リコーダー	4
2	じゅぎょう 授業のきまり	5
	(1) じゅぎょうまえ 授業前	5
	(2) ちやく ベル着	5
	(3) しせい 姿勢	6
	(4) か かた ノートの書き方	6
	(5) も かた えんぴつの持ち方	7
3	かていがくしゅう 家庭学習	7
	(1) かていがくしゅう じょう 家庭学習の3か条	7
	(2) がくねん がくしゅうじかん 学年の学習時間	8 9
	(3) じしゅがくしゅう 自主学习	10 11
	じしゅがくしゅう れい 自主学习の例	12
		13 14
4	がっこう 学校のきまり		
5	つうがくふくなど 通学服等のきまりについて		
6	せいとしどうきてい 生徒指導規程		

1 学習用具の基本

- ①学校は学習するところです。
- ②学習に必要なものだけ持ってきます。
- ③学習でこまらないように、用具をきちんとそろえ、すべてに名前を書きます。
- ④友だちと持ち物の貸し借りをしません。

(1) ふでばこの中身

ふでばこ

- 1本ずつ入るものがのぞましいです。
(きんちゃく型・袋型のものは、さっと取り出せないののでふさわしくありません)
- つくえの中に入るサイズを選びます。
- かのタイプは使いません。
- アクセサリーなどつけません。

ものさし

- 透明でめもりがはっきり見えるものにします。
- 折りたたみ式タイプのもは使いません。

赤えんぴつ・青えんぴつ

(赤青えんぴつも可)

- 1本(ずつ)入れておきます。

名前ペン

- 必要な学年は1本入れておきます。

消しゴム

- よく消えるプラスチック消しゴムにします。
- ねり消しゴムや小さすぎる消しゴムは持ってきません。

えんぴつ

- 4~5本用意します。シャープペンシルは持ってきません。
- 「B」「2B」または「4B」を使います。(絵のないものがのぞましいです。)
- アクセサリーやマスコットが付いたものを使いません。
- 家で毎日けずってきます。学校では休憩時間にけずります。
- 短すぎるえんぴつ(5cmより短いもの)は、使いません。
- 1・2年生はキャップを使いません。
- 5・6年生は、マーカーを1本入れてもいいです。

(2) お道具箱の中身 (基本のもの)

【低学年】

	<ul style="list-style-type: none"> ・はさみ ・のり ・セロテープ
	<ul style="list-style-type: none"> ・クーピー (いろえんぴつ) ・クレヨン
	<ul style="list-style-type: none"> ・なまえペン ・フェルトペン
	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク

【中学年】

	<ul style="list-style-type: none"> ・はさみ ・木工用ボンド ・のり ・セロテープ
	<ul style="list-style-type: none"> ・クーピー (色えんぴつ) ・クレヨン ・名前ペン
	<ul style="list-style-type: none"> ・三角じょうぎ ・コンパス ・分度器 (4年) <p>*指示があった後、用意する。</p>

【高学年】

	<ul style="list-style-type: none"> ・はさみ ・木工用ボンド ・のり ・セロテープ
	<ul style="list-style-type: none"> ・クーピー (色えんぴつ) ・名前ペン ・クレヨン
	<ul style="list-style-type: none"> ・三角定規 ・コンパス ・分度器

*なくなったら、早めに補充しましょう。

*すべての物に、名前を書きましょう。

*学年によっては、追加するものがあります。

(3) 体操服

- ・学校指定に準じた体操服 (半そで・長そでどちらでもよい。)
- ・紺色のクォーターパンツ
- ・赤白帽 *冬はウォーミングアップまでセーターを着てよい。

*週末に持ち帰り、洗濯をして週のはじめに持ってきます。

*体育の時間は、タイツ・レギンスをぬぎます。

(4) 絵の具道具 (絵の具バッグの中身)

- パレット
- 絵筆
- 筆洗 (水入れ) … 水を上手に使い分けます。
- ぞうきん … 筆洗の下に敷きます。
- ミニタオル … 絵筆をふきます。
- 絵の具 … たりなくなったら、補充します。

筆洗の水の使い分け



【準備】

- ① 筆洗 (水入れ) に水を半分くらい入れ、足元に置く。
- ② パレットに必要な量だけ絵の具を入れる。

【かたづけ】

- ① 筆洗の広い場所でパレットを筆で洗い、ぞうきんでふく。
- ② 筆洗の水を手洗い場で流し、軽く洗う。
- ③ パレット、筆洗、筆をぞうきんでふき、家に持ち帰ってからきれいに洗って乾かす。

(5) 習字道具

- 大筆 小筆 筆巻き
- すずり
- 下じき (フェルト)
- ぶんちん
- 墨汁
- 半紙ばさみ (古新聞1日分を半分に切って作る。)

【準備】

- ① 右利きの方は写真のように道具を準備する。
(左利きの方は、すずりと手本が逆になる。)
- ② 半紙ばさみは、つくえの下に置く。
- ③ 先生の指示があったら、墨汁をすずりに入れる。



【かたづけ】

- ① 筆についた墨を練習した半紙でふき取る。
- ② 余った墨汁は、練習した半紙で吸い取るか、墨汁の容器にもどす。
- ③ ふき取って汚れた半紙は学校のゴミ箱に捨ててもよいが、練習した半紙は「半紙ばさみ」にはさんで持ち帰る。
- ④ 習字道具はその日に持ち帰り、大筆はよく洗い、よくふき取って筆巻きに巻く。
(小筆は練習済みの半紙でふき取るだけでよい。) すずりも、きれいに洗っておく。

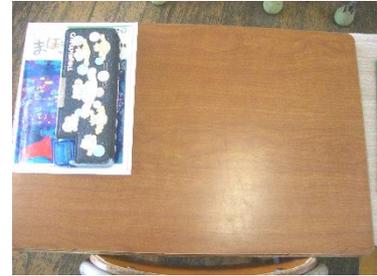
(6) けんぱんハーモニカ・リコーダー

- * 教室のロッカーに置いておきます。
- * 手さげバッグに入れて、音楽室へ移動します。

2 授業のきまり

(1) 授業前

- 次の授業の準備をして休憩をします。(5分休憩は次の授業の準備の時間です)
- 移動教室へは、無言で、並んで移動します。
(体育館への移動もふくみます)



授業前のつくえの上

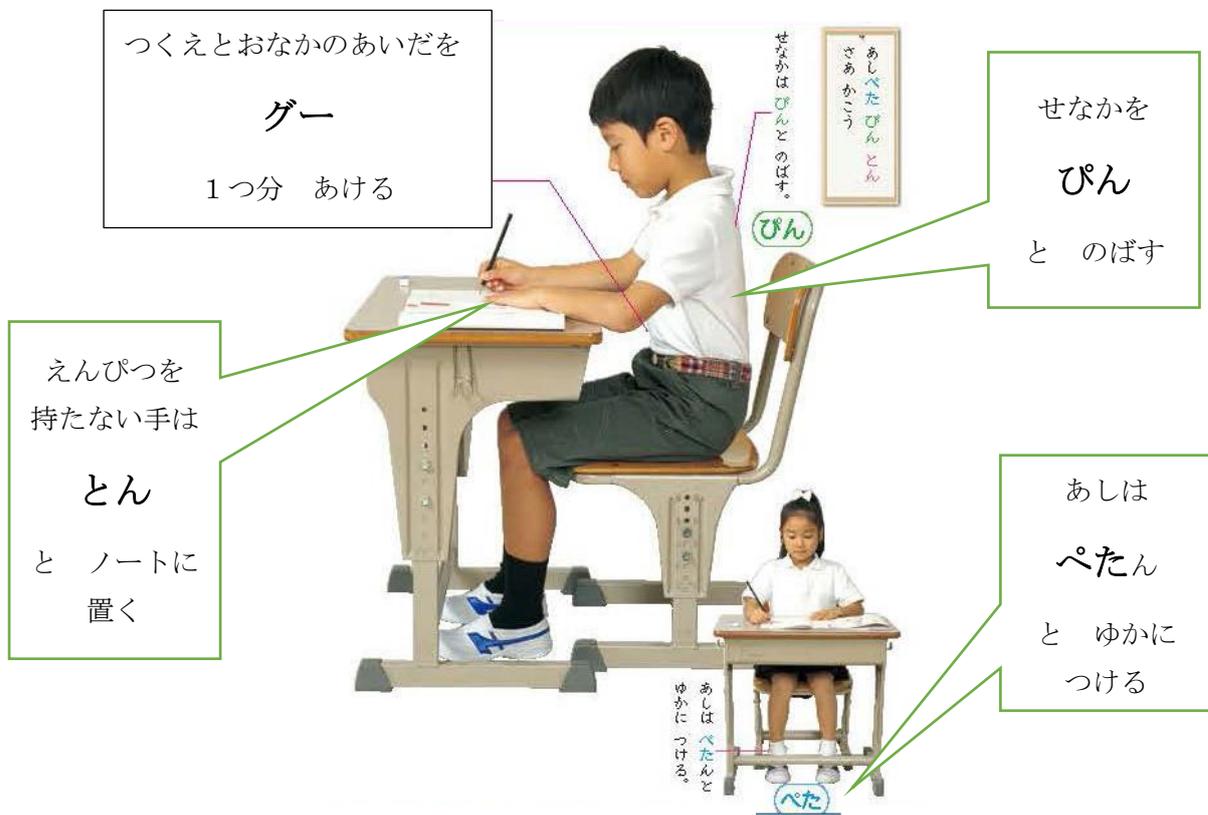
(2) ベル着

- チャイムが鳴り終わるまでに、着席しておきます。

(3) 姿勢

- 【礼】 あいさつをした後、礼をします。(語先後礼)

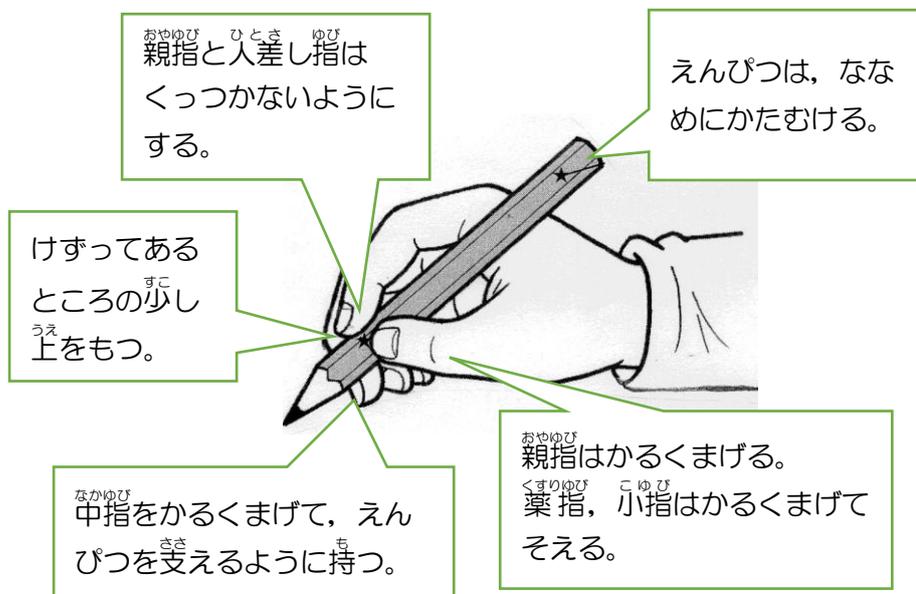
【すわる姿勢】(書写の教科書より)



(4) ノートの書き方

- 下じきをしいて書きます。
- 書き始めるとき、日づけを書きます。
- 詰めすぎないように行をあけて、読みやすい字で書きます。

(5) えんぴつの持ち方



3 家庭学習

(1) 家庭学習3か条

- ① 学年の学習時間を守ります。
- ② テレビやパソコンなどは消して、集中してやります。
- ③ 家の決まった場所でやります。(児童会でやってもよいです)

(2) 学年の学習時間 (学年×10+10分)

1年生	20分
2年生	30分
3年生	40分
4年生	50分
5年生	60分
6年生	70分



(3) 自主学習

宿題が早く終わったら、自主学習(復習・予習など)をします。
何をしたらよいか分からないときは、9~10ページを参考にしましょう。



じしゅがくしゅう れい 自主学習の例

【1年生】

こくご

- どくしょをする。(よむ, よんでもらう, よんだほんのかんそうをいう)
- ひらがな, かたかな, かんじをれんしゅうする。
- きょうかしょをうつす。
- さくぶんをかく。
- にっき(えにっき)をかく。

さんすう

- たしざん・ひきざんをする。
- もんだいづくりをする。
- じょうぎ(ものさし)をつかうれんしゅうをする。

そのほか

- いきもののかんさつをする。
- がっこうであったことを, おうちのひとにはなす。
- ならったことを, おうちのひとにはなす。

【2年生】

国語

- 本を読む。(よむ, よんでもらう, よんだほんのかんそうをか)
- ひらがな, かたかな, 漢字をれんしゅうする。
- 教科書をうつす。
- 作文をかく。
- 日記(えにっき)をかく。

算数

- たしざん・ひきざんをする。
- もんだいづくりをする。
- じょうぎ(ものさし)をつかうれんしゅうをする。
- 九九をおぼえる。

そのほか

- 生きもののかんさつをする。
- 学校であったことやならったことを, おうちの人に話す。

【中学年】

国語

- 気持ちをこめて音読する。
- 学習した漢字の読み書きの練習をする。
- 詩やことわざを暗しょうする。
- 主語やしゅつ語、せつ続語を使って文章を書く。
- 国語辞典や漢字辞典を使う。
- ローマ字を読んだり書いたりする。
- 読書をする。
- 教科書を視写する。
- 日記・作文・詩を書く。
- 俳句作りをする。

算数

- 計算問題をとく。
- 文章問題をとく。問題作りをする。
- 三角じょうぎ、分度器、コンパスの使い方を練習する。
- はかりを使っていろいろな物の重さを量ってみる。

そのほか

- 身近な生き物や植物の持ちようや育ち方について調べる。
- 地図帳を使って、地図記号や地図の読み方になれる。
- 都道府県やその位置を正しく覚える。
- 身近なできごと（ニュース）について、感想を交えておうちの人と話をする。
- 学習して分かったことをおうちの人に伝える。

【高学年】

国語

- 教材文の音読をする。
- 教材文を視写する。
- 意味調べをする。
- 日記・作文・詩を書く。
- 俳句作りをする。
- 漢字練習をする。
- 熟語調べ・短文作りをする。

社会

- 教科書を音読する。
- 実験用具の使い方や実験の手順、結果などをまとめる。
- 教科書・資料集などを視写する。
- 生き物や植物を観察する。
- 日本各地の産業や特色を調べる。
- 学習に関連したことを図鑑や事典等で調べる。
- 歴史上の人物調べをする。
- 教科書やノートの視写をする。
- 歴史年表作りをする。

その他

- 新聞やテレビなどのニュースについて、おうちの人と話したり、感想を書いたりする。
- 学習したことを絵や図などを使ってまとめる。

算数

- 教科書やドリルの問題（復習・予習）をする。
- 問題作りをする。
- まちがった問題をやり直す。
- 公式や計算方法、大切なところなどを視写する。
- 学習したことをノートにまとめる。

理科

- 実験用具の使い方や実験の手順、結果などをまとめる。
- 生き物や植物を観察する。
- 学習に関連したことを図鑑や事典等で調べる。
- 教科書やノートの視写をする。

外国語

- アルファベットや教科書の単語や文章を読む・書く。

生徒指導規程

廿日市市立地御前小学校

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 (登下校等)

- 1 全学期を通じて登下校の時刻を守る。
 - (1) 登校 午前8時15分までに教室に入る。
 - (2) 下校 各学年で月ごとに予定した「下校時刻予定表」に記された時刻を守る。
(大雨などの状況により一斉下校、学校待機による保護者同伴での下校もある。)
- 2 登下校は徒歩とし、決められた通学路を通る。
- 3 欠席、遅刻、早退する場合は、事前に保護者が、担任あるいは学校に連絡する。

第3条 (服装)

- 1 通学服は、別に定める「通学服等のきまりについて」の規程に則る。
- 2 登下校時は定められた帽子(黄色・校章入り)を着用する。
- 3 校内では名札をつける。

第4条 (髪型)

染色、脱色や小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いをもち、やめるよう指導を行う。

第5条 (化粧・装飾)

- 1 次のことを禁止する。
 - (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット、カチューシャ、ミサンガなどの装身具。
 - (2) 口紅、マニキュアなどの爪への装飾。
- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、連携を図る。

第6条 (持ち物)

- 1 学校が認めていない玩具、携帯電話など不要な物の学校への持ち込みは原則禁止する。
- 2 学習に関する持ち物は、「地小っ子ガイドブック」に則る。
- 3 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、連携を図る。
- 4 体調不良の為、学校に薬を持って来る必要がある場合は担任に申し出る。

第3章 校区外での生活に関すること

第7条 (外出)

- 1 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝え、17時の地域放送を聞いたら帰宅する。(17時15分には家に着いていること。)
- 2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。
- 3 遊園地、ゲームセンター、スーパー、コンビニ、飲食店・映画館などの出入りは、保護者同伴とする。
- 4 川や海で泳いだり遊んだりするときは、保護者同伴とする。

第8条 (安全)

- 1 交通のきまりを守る。
- 2 長期休業中の登校は、自転車で来ない。

第9条 (携帯電話等の電子機器類)

- 1 携帯電話等の電子機器類を家庭において所持、使用する場合は使用方法について家庭内で約束を決め節度ある使用をすること。
 - (1) SNS等の書き込みでトラブルになるような使用はしないこと。
 - (2) SNS等の書き込みでトラブルになった場合は、基本的には関係者の間で解決する。
 - (3) SNS等の書き込みでトラブルが起きた場合、犯罪行為、人権侵害(いじめも含む)に関わるものについては、警察、法務局等の関係機関と連携する。その場合、行政処分等の処置がされる可能性もある。

第4章 特別な指導に関すること

第10条（問題行動への特別な指導）

次の問題行動を起こした児童に対して，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 万引き
 - ② 威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物損壊
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ その他，法令・法規に違反する行為

- (2) 学校生活の「きまり」などに従わない行為
 - ① いじめ・暴力
 - ② 授業妨害
 - ③ 指導無視及び暴言など
 - ④ その他，学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為（帰宅時刻を守らない，無
断で校区外や行ってはならない場所に行
く，交通ルールを守らないなど）

第11条（特別な指導）

- 1 特別な指導では，説諭・反省文を書かせるなど発達段階に応じた反省指導を行う。
- 2 特別な指導は，必ず複数の職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- 3 特別な指導は別室にて行い，その後，担任・生徒指導主事・管理職などが保護者連絡を行う。
- 4 特別な指導の際には，指導にあたった職員が時系列で記録をとり，生徒指導主事が記録ファイルに綴じて保管する。
- 5 特別な指導をした場合は，その後の児童の様子を十分観察し，スクールカウンセラー等外部との連絡等も含めて指導にあたる。

付則

この規程は，平成23年9月1日より施行する。

この規程は，平成25年4月8日より施行する。

この規程は，平成27年4月6日より施行する。

この規程は，平成31年4月1日より施行する。

この規程は，令和3年4月1日より施行する。

この規程は，令和4年4月1日より施行する。

この規程は，令和5年12月18日より施行する。